

ふせいじゅきゅう 不正受給に ならないために

せいかつほ ご ふせいじゅきゅうぼうし
～生活保護不正受給防止のしおり～



このしおりは、あなたに支給する生活保護費が不正受給にならないよう、

定められたルールを守り、届出をしていただくための大好きなものです。

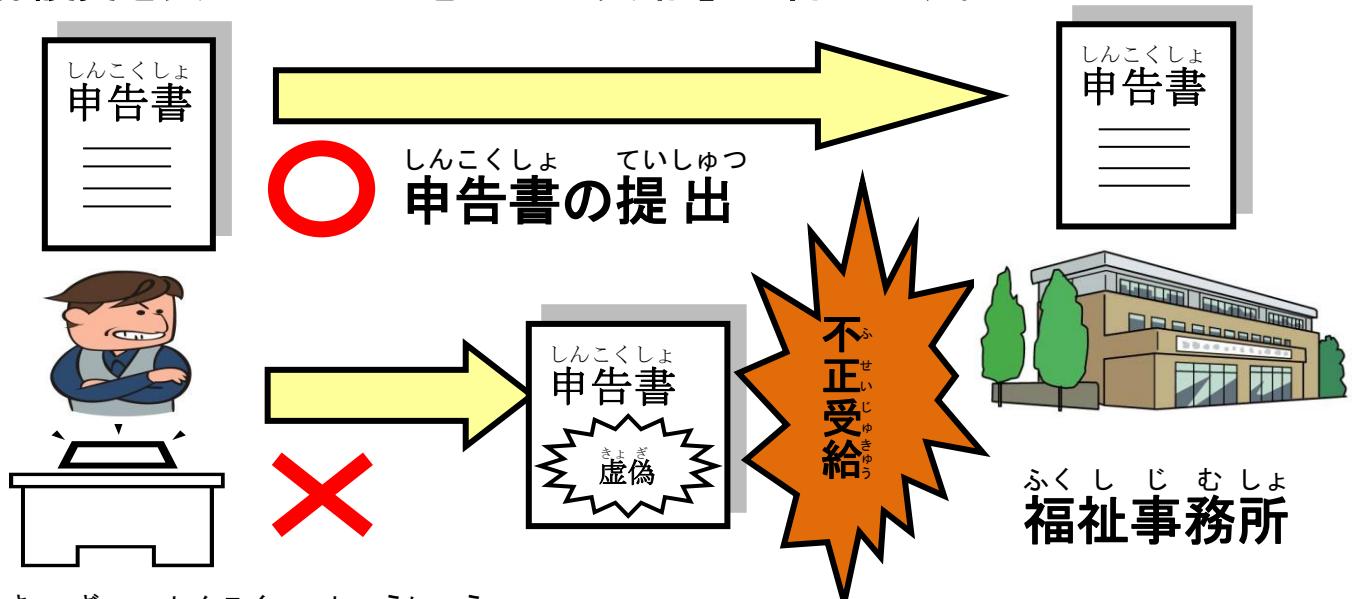
あなたのお手元に保管し、必要なときに読み返してください。

かどましふくしじむしょ
門真市福祉事務所

ふせいじゅきゅう 不正受給とは

せいかつほごう あいだ せたい しゅうにゅう せたいいん
生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の
じょうきょう へんか ふくしじむしょ すみ ただ とど
状況に変化があったときには、福祉事務所に速やかに正しく届け
で出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、
ほごひうと ふせいじゅきゅう い
保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。



きよぎ しんこく しゅうにゅう
虚偽の申告や 収入があるのに
とどで ふせいじゅきゅう
届け出ないと不正受給となります

せいかつほごほう とどけで ぎむ
生活保護法（届出の義務）

だいじょう ひほごしゃ しゅうにゅう ししうつ たせいけい じょうきょう
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況に
について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動が
あったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨
を届け出なければならない。

ふせいじゅきゅう 不正受給にならないために

その1

はたら しゅうにゅう とど で
「働きによる収入を届け出る」

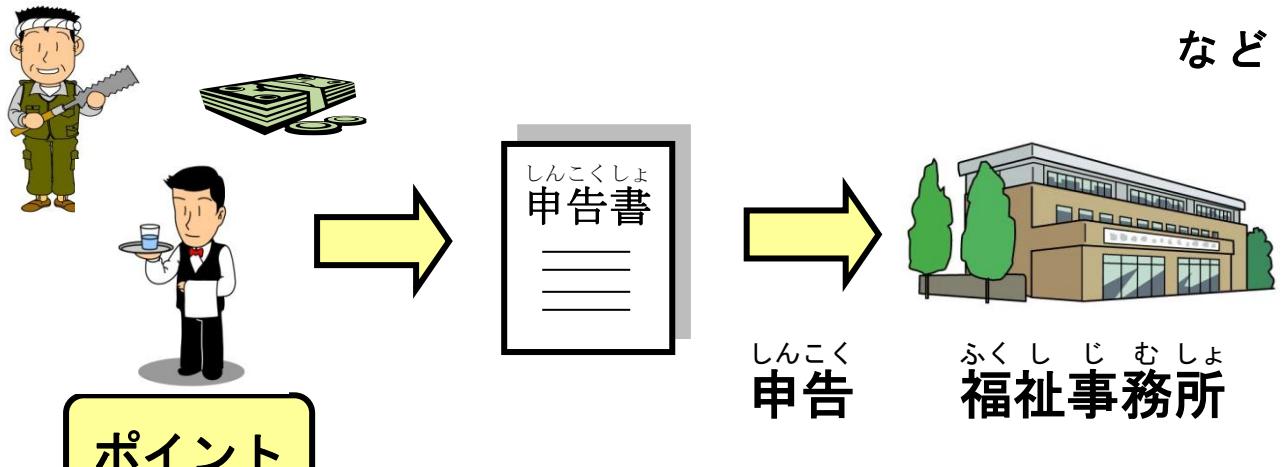
はたら しゅうにゅう かなら ふくし じむしょ
働きによる収入があったときは、必ず福祉事務所に
とど で
届け出てください。

れい
例

●定期的な収入（毎月の給料など）

●臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）

●未成年者（高校生含む）のアルバイト収入



働いて得た収入には控除があります。控除額分は手元に残ります。

- ・働きによる収入については、交通費などの必要経費のほか、
収入額に応じて定められた基礎控除額を差引いた額を認定します。
(※ 基礎控除額分が手元に残ります)

さらに、20歳未満（単身者等を除く）の場合、20歳未満控除額を差し引くことができます。

- ・高校生等のアルバイトの収入について、福祉事務所が認めた場合は必要最小限度の額を収入認定の対象から除くことができます。
(※ 福祉事務所への届出が必要です)

※ 控除：収入とみなさず差し引くこと。

その2

「働きによらない収入を届け出る」

年金や援助など、働きによらない収入があったとき

も、必ず福祉事務所に届け出してください。

例

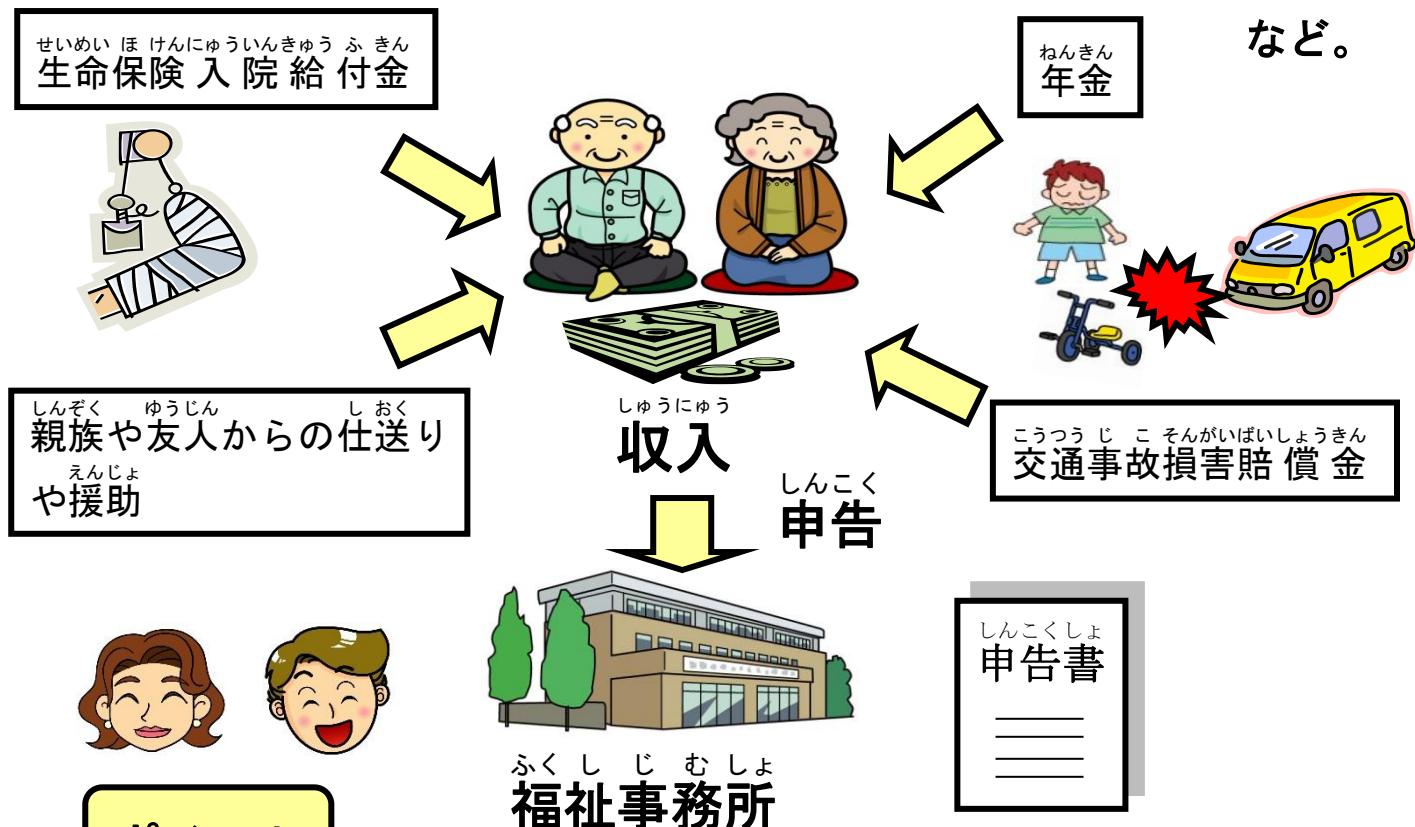
●年金や公的手当などの収入（さかのぼり含む）

●生命保険の入院給付金や解約返戻金

●世帯の者以外からの仕送りや援助

●交通事故の相手方からの損害賠償金

●インターネットオークション出品による収入



ポイント

・保有を認められていた生命保険の解約返戻金であっても、働きによらない収入になりますので届け出してください。

・生活保護受給中の借金は、福祉事務所が事前に認めた一部の貸付金を除き、できません。

その3 「資産を届け出る」

資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

例

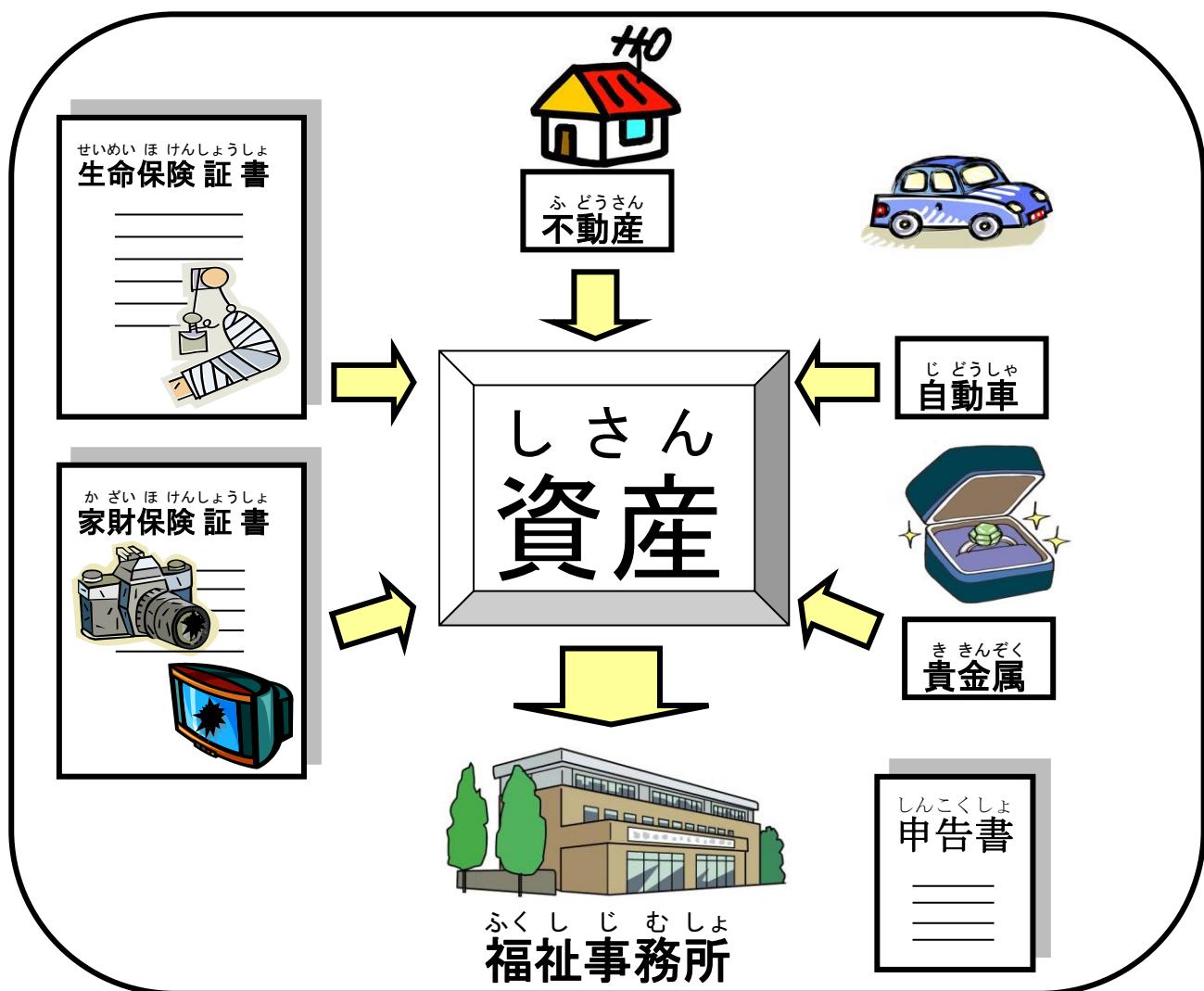
●生命保険（学資保険・共済保険等）や

損害保険（火災保険や家財保険等）などの各種保険

●土地や家などの不動産

●自動車や高価な貴金属類

など。



ポイント

- ・どのような保険でも必ず福祉事務所に届け出てください。
- ・不動産等を相続したときは、あなたの資産となりますので、福祉事務所に届け出てください。

その4

「世帯状況の変化を届け出る」

世帯の者が増えたときや減ったときは、

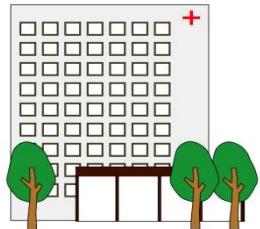
必ず福祉事務所に届け出てください。

例

●世帯の者の転出または転入

●世帯の者の入院または退院

●世帯の者の出生や死亡



など。

ポイント

・家族でない人が一緒に暮らすようになったときも、福祉事務所に届け出てください。

その5

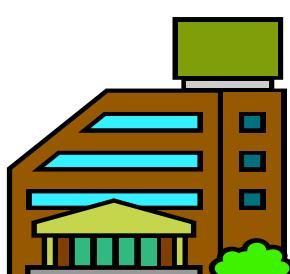
「必要な費用は正確に申請する」

一時的に必要な生活費用は、正しく申請し、使ってください。

例

●引越しのときの費用（敷金・礼金・運送費等）

など。



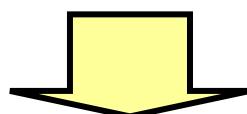
これらの例示以外の収入や資産、世帯状況の変化があったときも、
正しく福祉事務所に届け出てください。

ふせいじゅきゅうたい 不正受給に対しては

ふせいじゅきゅうおこなふせいえかねふくしじむ
不正受給を行ったときは、不正に得たお金を福祉事務所に返さなければなりません。また、不正受給に対しては
けいさつこくそこくはつ
警察に告訴・告発することもあります。

れい 例 1

はたらしゅうにゅうえとどで
働きによる収入を得ていたが、届け出がなかった。



ただとどでうこうじょきそこう
正しく届け出ていれば受けられたはずのさまざまな控除（基礎控

じよさいみまんこうじょなどうぶんふくふくし
除・20歳未満控除等）が受けられなくなり、その分も含めて福祉

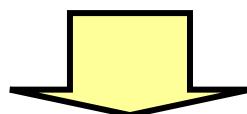
じむしょかえ
事務所に返さなければならぬ。

れい 例 2

せいかつほごじゅきゅうちゅうしゃっきん
生活保護受給中は借金をすることができないにもかかわらず、

ちじんきんゆうきかんふく
知人や金融機関（カードローンやキャッシングを含む）から

かねか
お金を借りた。



しゃっきんしゅうにゅううほごひふくしじ
借金も収入とみなされるので、すでに受けた保護費を福祉事

むしょかえ
務所に返さなければならぬ。

せいかつほごほうばっそく 生活保護法（罰則）

だいじょうふじつしんせいたふせいしゅだんほごうまたたにんう
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせ

ものねんいかちょうえきまたまんえんいかばっきんしょ
た者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

おわりに

せいかつ ほ ご みんな けんこう ぶん か てき せいかつ まも せい ど
生活保護は、皆さんのがんばるための制度
です。

ふ せいじゅきゅう 不正受給にならないよう、定められたルールを守り、正しい
しんこく こころ 申告を心がけてください。

わからぬことや相談したいがあれば、あなたの担当
たんとう ケースワーカーにご遠慮なくお尋ねください。



問い合わせ

かど ま し ふく し じ む しょ
門真市福祉事務所

でんわ
電話

ファックス

きゆうふ
給付グループ

ほ ご だい
保護第1グループ

ほ ご だい
保護第2グループ

ほ ご だい
保護第3グループ

ほ ご だい
保護第4グループ

06-6902-1231 (代表)

072-885-1231 (代表)

06-6902-6244

06-6902-6124 (直通)

06-6902-6142 (直通)

06-6902-5732 (直通)

06-6902-6153 (直通)

06-6902-6143 (直通)